

東山区モニター付きインターホン支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の一環として、東山区内の高齢者を狙った悪質な訪問販売による被害の未然防止を目的とし、モニター付きインターホン（設置工事を含む。）の支給事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 東山区内に住所を有し、現に居住していること
- (2) 居住地にモニター付きインターホンが設置されていないこと
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

(支給台数)

第3条 モニター付きインターホンの支給台数は、第2条の対象者の属する世帯につき1台とする。

(申請)

第4条 モニター付きインターホンの支給を希望する者は、東山区モニター付きインターホン支給申請書（第1号様式）に、本人の氏名及び居住地が確認できる書類（マイナンバーカードなどの身分証明書）の写しを添えて支給の申請をしなければならない。

(決定)

第5条 東山区長（以下「区長」という。）は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、東山区モニター付きインターホン支給承認（不承認）通知書（第2号様式）によって、当該申請をした者に通知するものとする。

(支給)

第6条 モニター付きインターホンの支給を受けた者（以下「使用者」という。）は、東山区モニター付きインターホン受領書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(モニター付きインターホンの使用)

第7条 使用者は、当該支給を受けたモニター付きインターホンを、次の各号を遵守して使用しなければならない。

- (1) 使用者の居住地以外の場所で使用してはならない。
- (2) 譲渡、転売、貸与又は担保に供してはならない。

(経費負担)

第8条 モニター付きインターホンの支給は無償とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、使用者が負担するものとする。

- (1) 使用に係る電気料
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、維持管理等に要する費用

(録画データの取扱い)

第9条 モニター付きインターホンに保存された録画データに係る所有権は、使用者に帰属する。ただし、使用者は区長や警察機関が必要と認める場合に、無償で録画データの提供に協力するものとする。

(変更の届出)

第10条 使用者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに東山区モニター付きインターホン使用変更届（第4号様式）により、区長に届け出るものとする。

(支給の取消)

第11条 区長は、支給決定の通知をした後、次の各号のいずれかに該当した場合、モニター付きインターホンの支給の決定を取り消し、物品の返還を命ずることができる。

- (1) 使用者が第2条に規定する対象者に該当しないとき
- (2) 使用者が第7条の規定に違反していると認められるとき
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (4) 使用者がモニター付きインターホンを使用していないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき

(モニター付きインターホンの返還)

第12条 使用者は、前項の規定によりモニター付きインターホンを返還するときは、当該モニター付きインターホンに保存されている録画データを消去しなければならない。ただし、返還されたモニター付きインターホンに録画されたデータが残っていたときは、区長はこれを消去することができる。

(モニター付きインターホンの動作確認)

第13条 区長は、設置されたモニター付きインターホンが作動していることを確認するため、使用者の所在地を訪問することがある。

(損害賠償責任)

第14条 区長は、使用者がモニター付きインターホンを使用したことにより生じた損害等に対して、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第15条 区長は、使用者から届出のあった書類等に記載の個人情報（氏名、住所、電話番号等）について、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、他行政機関から依頼があり、区長が必要と認める場合には、使用者の同意のうえ、個人情報を提供することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月29日から施行する。